武蔵野市学童クラブ入会審査基準等取扱要領

1　入会審査基準

⑴ 入会審査基準（以下「審査基準」という）において、児童の監護に欠ける状況は、父又は母の就労等の状況を基本指数とし、別表第２及び別表第３に掲げる項目に応じて同表に定める調整指数の合計数を加えて得た指数（以下「合計指数」という。）により判定する。父又は母の合計指数が異なる場合、合計指数の低い方により判定する。

⑵ 前項の規定にかかわらず、市長は、生活保護世帯、児童が虐待されるおそれがあると認める世帯又はひとり親家庭のうち特に生活に困窮していると認める世帯に属する児童について、育成を要する程度が高いと認める場合には、特例として、基本指数に適当と認める指数を加えて得た指数をもって合計指数とすることができる。

⑶ 父又は母の状況が、別表第１に掲げる複数の類型又は細目に該当する場合は、児童の監護に欠ける時間が最長となる類型又は細目を適用する。この場合において、児童の監護に欠ける時間は、該当する複数の類型又は細目を適用した場合の合計時間とする。

⑷ 前項の場合において、母が、その児童の入会予定日の２月前の日の属する月の初日から入会予定日の２月後の日の属する月の末日までに出産の予定がある場合は、前項の規定にかかわらず、別表第１　実施番号５　類型出産の細目の規定を適用する。

⑸ 証明書の提出がない場合又は就労をしていない場合の基本指数は、原則として、別表第１　実施番号６　類型特例の細目求職中の規定を適用する。

2　用語の定義及び適用範囲

⑴ 基本指数

基本指数とは、保護者の就労等の基本的な状況を示す指数である。

⑵ 調整指数

調整指数とは､保護者の状況に応じて定めた基本指数を就労形態、家庭状況等に応じて加減し､監護に欠ける状況を総合的に調整するための指数である。

⑶ 日中

日中とは正午から午後６時までをいう。日中以外の就労時間がある場合、勤務終了後に帰宅して睡眠をとるものと仮定し、睡眠時間（８時間を限度とする）と日中とが重複する時間については、日中の就労時間とみなす。

⑷ 休憩時間

就労時間の判定にあたっては、休憩時間１時間までを就労時間として含めることができる。

⑸ 育児時間

証明書に育児時間の記載がある場合は、その取得時間が２時間までは、就労契約時間と見なし、２時間を超えて取得する場合は、その超える時間を就労契約時間から除くこととする。

⑹ 求職中

保護者が求職活動中の場合の学童クラブの利用期間は、年度中１回に限り３か月を限度とする。

⑺ 自営

父又は母が、自ら又は一方の保護者が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。ただし、勤務の日数及び時間に対して妥当な収入を得ていること又は登記簿謄本、開廃業届、営業許可証等により当該経営の代表者であることを証明することができるときを除く。また、所得がない場合は、「損益計算書（青色申告）」で収入を確認できれば、就労実績として摘要する。この場合、事業所の健康保険（市町村国民健康保険を除く）に加入している本人には適用しない。

⑻ 親族経営

父又は母の３親等内の親族が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。この場合、事業所の健康保険（市町村国民健康保険を除く）に加入している本人には適用しない。

⑼ 自宅勤務等

父又は母が、自宅勤務を行い、又は自宅において就学、技能取得等（以下「就学、技能取得等」という。）を行っている場合に適用する。ここでいう自宅とは、同一敷地内及び隣接地内、同一のマンション内を含む。

⑽ 就労等予定

父又は母の状況が就労又は就学、技能取得等（以下、「就労等」という。）を予定している場合に適用する。父又は母が当該就労等を開始した旨を証明する資料を市長に提出する時まで、就労等予定として取り扱う。父又は母は、その児童が入会したときは、当該入会した日の属する月の末日までに当該就労等を開始した旨を証明する資料を、当該就労等を開始した日の２週間後の日までに市長に提出しなければならない。この場合において、当該資料を提出しないときは、その児童の在籍を認めないものとする。

⑾ 就労等状況変更予定

父又は母の就労等の状況に変更の予定がある場合に適用する。前項の規定を準用する。

⑿ 同居祖父母あり

70歳未満の祖父母が同居している場合に適用する。ただし、当該祖父母が、就労をしている、要介護者・障害者等である、要介護者・障害者等の介護をしている等の場合は適用しない。

⒀ 通勤時間は以下の基準で算定する。

① ＪＲ・私鉄の通勤時間はターミナルガイドに準拠する。

② 徒歩については直線距離１㎞10分で換算する。

③ バスの所要時間は１㎞5分で換算する。

⒁ 通勤１時間以上

① 日中の就労時間が４時間未満で、日中に行う通勤時間が２時間以上である場合

② 日中の就労時間が５時間未満で、日中に行う通勤時間が１時間以上である場合

①または②に該当する場合に適用する。①②のいずれにも該当する場合は①を適用し、②は適用しない。

⒂ 帰宅時間

父又は母の就労終了時間に通勤時間を加算して算出し、適用する。

⒃ 年間出席率50％未満

入会予定日の前年度の４月から１月までの間の児童の学童クラブ出席率が50％未満である場合に適用する。適用に当たっては欠席理由等を考慮する。

３　入会最低基準

⑴ 父又は母の帰宅時間が常時午後３時以降（１年生は午後２時以降）である就労日数が３日未満（月曜日～土曜日のうち）の者については原則として入会を認めない。

⑵ 合計指数が50点未満の者については原則として入会を認めない。

４　合計指数が同一である場合の優先順位

第１順位　基本指数の合計数が大きい児童

第２順位　別表第１の項目に対応する同表実施番号の欄に掲げる数の合計数が小さい児童。

第３順位　別表４に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童

５　その他

⑴ 児童の監護に欠ける状況の判定は、入会予定日を基準日として行う。

⑵ 市長は、申込書又は添付書類の内容に疑義がある場合は、聞き取り等による調査を行うことができる

⑶ 入会後就労等がない状態が引き続き２か月を超えた場合は、退会または入会承認の取り消しを検討する。

⑷ 育児休業中は監護に欠けないものとし原則として入会を認めない。次年度入会の一斉申請期間中に育児休業中の者が申請する場合は、５月１日までに復職する場合申請できる。

⑸ 在籍児童について、保護者が育児休業を月の途中で取得した場合は原則として月末をもって退会とする。

⑹ 年度途中の入会申請は、入会を希望する日のおおよそ１ヶ月前から申請を受け付けるものとする。途中入会は申請の翌日から起算して原則として５日目の入会とする。

入会審査基準

別表第１　　武蔵野市学童クラブ入会基本指数表

実施番号	類型	細目		基本指数
1	災害	火災等による家屋の損壊その他災害復旧のために育成にあたることができない場合		100
	疾病、傷病又は心身障害	疾病又は傷病	入院（おおむね１か月以上とし、入院予定を含む。）	100
			常時病が	100
			入院を要する精神性疾患等（感染症、特殊疾病、特定疾病）	100
			週１日以上の通院を要する精神性疾患等（感染症、特殊疾病、特定疾病）	95
			月１日以上の通院を要する感染症等（特殊疾病、特定疾病）	90
			精神性疾患	90
			療養（週５日以上通院）	90
			療養（週４日通院）	80
			その他（上記以外の一般療養）	55
		心身障害	身体障害者手帳１・２級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持	100
			身体障害者手帳３級又は精神障害者保健福祉手帳３級を所持	90
			その他（身体障害４級等）	55
3	看護又は介護	看護又は介護対象者が、身体障害１級若しくは２級、愛の手帳所持又は精神障害１級から３級まで、又は感染症若しくは特殊疾病の場合、４の部の規定を準用する。		
		その他（上記以外の看護又は介護）		50
4	就労	週５日又は月20日以上就労	日中５時間以上の就労を常態とする。	100
			日中４時間以上５時間未満の就労を常態とする。	95
			日中３時間以上４時間未満の就労を常態とする。	90
			日中３時間未満の就労を常態とする。	80
		週４日又は月16日以上就労	日中５時間以上の就労を常態とする。	85
			日中４時間以上５時間未満の就労を常態とする。	80
			日中３時間以上４時間未満の就労を常態とする。	75
			日中３時間未満の就労を常態とする。	65
		週３日又は月12日以上就労	日中５時間以上の就労を常態とする。	70
			日中４時間以上５時間未満の就労を常態とする。	65
			日中３時間以上４時間未満の就労を常態とする。	60
			日中３時間未満の就労を常態とする。	50
		その他	上記に掲げるもののほか、明らかに児童が育成を要すると認められる場合	50
5	出産	出産予定月をはさんで、前後２箇月以内である場合		70
6	特例	就学、技能取得等	４の部の規定を準用する。	
		求職中		50
		その他	上記に掲げるもののほか、明らかに児童が育成を要すると認められる場合	1～100

備考１　就労における日中とは正午から午後６時までとする。日中以外の就労時間がある場合、勤務終了後に帰宅して睡眠をとるものと仮定し、睡眠時間(８時間を限度とする)と日中とが重複する時間については、日中の就労時間とみなす。

備考２　入会最低基準

以下のいずれかに該当する場合は、原則として入会は認めない。

⑴ ４の部「就労」について

①就労日数が３日未満（月曜日～土曜日のうち）の場合。

②帰宅時間が常時午後３時以前（児童が１年生で、父または母の帰宅時間が常時午後２時以前）の場合。

⑵ 父または母のいずれかの合計指数が50点未満の場合。

入会審査基準

別表第２　　基本指数に加える調整指数表　(就労形態等)

	調整指数	名称	適用要件
A	－５	自営	父又は母が、自ら又は一方の保護者が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。ただし、勤務の日数及び時間に対して妥当な収入を得ていること又は登記簿謄本、開廃業届、営業許可証等により当該経営の代表者であることを証明することができるときを除く。 この場合、事業所の健康保険（市町村国民健康保険を除く）に加入している本人には適用しない。＊健康保険証の写しが必要。
B	－５	親族経営	父又は母の３親等内の親族が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。 この場合、事業所の健康保険（市町村国民健康保険を除く）に加入している本人には適用しない。＊健康保険証の写しが必要。
C	－２	自営、親族経営における被用者	Ａ・Ｂの場合において、事業所の健康保険（市町村国民健康保険を除く）に加入している本人に適用する。＊健康保険証の写しが必要。
D	－２	自宅勤務等	父又は母が、自宅勤務を行い、又は自宅において別表第１の６の部に規定する就学、技能取得等（以下「就学、技能取得等」という。）を行っている場合に適用する。
E	－２	就労等状況変更予定	就労又は就学、技能取得等を行っている父又は母について、その児童の入会予定日までに当該就労又は就学、技能取得等の状況に変更の予定があり、当該変更により基本指数又は基準指数が増加する場合に適用する。
F	－10	就労等予定	無職の父又は母が、その児童の入会予定日の属する月の末日までに就労又は就学、技能取得等を開始する予定がある場合に適用する。
G	－10	職業訓練	国、都道府県又は市町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合に適用する。
	－20	就学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学するため、外出を常態としている場合に適用する。 ただし、大学等の研究機関において無報酬で研究等を行っている場合、大学等が発行した就労証明書等で就労状況等を証明できる場合は適用しない。また、国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できる場合についても適用しない。
H	－20まで	証明内容不整合	証明書に記載された雇用条件と勤務実績とに相当の差異がある等証明書の内容と就労実態に不整合がある場合に適用する。

備考１　Ｅの項の規定又はＦの項の規定については、ひとり親の場合適用しないものとする。

備考２　Ｅの項の規定（就学、技能取得等に関する部分に限る。）又はＦの項の規定を適用する場合は、Ｇの項の規定を併せて適用する。

別表第３　　基本指数に加える調整指数表　(家庭状況等)

	調整指数	名称	備　　考
I	－20	育成料滞納	ただし、納付誓約書どおりの納付が確認できる場合を除く。
J	－３	同居祖父母あり	70歳未満の祖父母が同居している場合に適用する。ただし、当該祖父母が、就労をしている、要介護者・障害者等である、要介護者・障害者等の介護をしている等の事情により、児童の保育にあたることができないことを確認することができるときを除く。
K	＋６	ひとり親	ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者があるときを除く。
L	＋10	通勤１時間以上	日中の就労時間が４時間未満で、日中に行う通勤時間が２時間以上である場合に適用する。就学・技能習得等にも準用する。
	＋５		上記以外で、日中の就労時間が５時間未満で、日中に行う通勤時間が１時間以上である場合に適用する。就学・技能習得等にも準用する。

備考１　就労における日中とは正午から午後６時までとする。日中以外の就労時間がある場合、勤務終了後に帰宅して睡眠をとるものと仮定し、睡眠時間(８時間を限度とする)と日中とが重複する時間については、日中の就労時間とみなす。

合計指数が同一である場合の優先順位

第１順位　基本指数の合計数が大きい児童

第２順位　別表第１の項目に対応する同表実施番号の欄に掲げる数の合計数が小さい児童。

第３順位　別表４に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童

別表第４　　優先項目指数表

	優先指数	名称	備　　考
M	＋１	就労実績１年以上	入会予定日に勤務先においての勤務実績が１年以上の父又は母に対して適用する。
N	＋１	単身赴任	父又は母のいずれかが入会予定日に単身赴任中である場合に適用する。
O	－２	帰宅時間	父又は母の帰宅時間が午後4時以前である場合に適用する。
P	－１	帰宅時間	父又は母の帰宅時間が午後4時30分以前である場合に適用する。
Q	＋１	帰宅時間	父又は母の帰宅時間が午後7時以降である場合に適用する。
R	＋２	新1年生	児童が入会予定日に１年生である場合に適用する。
S	＋１	新2年生	児童が入会予定日に２年生である場合に適用する。
T	－２	年間出席率50%未満	入会予定日の前年度の４月から１月までの間の児童の学童クラブ出席率が50%未満である場合に適用する。